

令和4年 No8

○国立大学法人東京学芸大学における申請書等の押印及び署名の取扱いに関する規程の制定

制定理由

本学における申請書等の押印及び署名の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

承認経過

令和4年3月23日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学における申請書等の押印及び署名の取扱いに関する規程を次のように制定する。

令和4年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和4年規程第6号

国立大学法人東京学芸大学における申請書等の押印及び署名の取扱いに関する規程

国立大学法人東京学芸大学における申請書等の押印及び署名の取扱いに関する規程を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学における申請書等の押印及び署名の取扱いに関する規程

〔令和4年3月24日〕  
規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における申請書等に係る押印及び署名の取扱いに関する事項を定めることにより、申請等を行う者に対する負担を軽減すること並びに手続及び事務の簡素化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請等 申請，届出，請求その他これらに類するものをいう。
- (2) 申請書等 申請等を行う書面をいう。
- (3) 押印 申請書等に申請等を行う者（代理人を含み，単なる伝達のみを行う者を除く。以下同じ。）の氏，名又は氏名の表示された印鑑を押す行為  
(押印等の取扱い)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは，申請書等に押印又は署名を求めるときの表記を要しない。

- (1) 申請等を行う者がその者であることの確認ができる場合（代理人による申請等にあつては，委任状その他代理権を有していることを確認できる場合に限る。）であつて，当該申請等を行う者の意思によるものであることが確認できるもの
- (2) 申請等を行う者の意思を確認する必要のない手続であつて，次に掲げるいずれかに該当するもの
  - ア 住所等の申請事項の変更に伴つて，単に事実又は状況を把握することのみを目的としているもの
  - イ その他申請等にあたり押印又は署名を絶対的要件としないもの

(適用除外)

第4条 法令等により押印若しくは署名が必要と定められているもの又は受領書，契約書，協定書，覚書，誓約書その他これらに類する書類で，押印若しくは署名を必要とするものについては，前条の規定は適用しない。

(押印又は署名の特例)

第5条 申請書等で押印又は署名を必要とするもののうち，当該様式の管理者が認めた場合は，当該押印又は署名を要しないものとするができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、押印等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、「国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程」第2条各号に掲げる規程等に定められている申請書等の様式における押印及び署名欄は、第4条に該当するものを除き廃止する。この場合において、様式を新たに調製するまでの間、旧様式を使用することができる。